

今治市営玉川総合公園運動場使用料一覧

施設区分	使用区分	使用時間	使用料	
多目的広場	1面	1時間までごとに	160円	
	夜間照明施設	1面	1時間までごとに 460円 470円	
テニスコート	1面	1時間までごとに	250円	
	夜間照明施設	1面	1時間までごとに 250円	
多目的体育館	競技場・大ホール	1時間までごとに	2,000円 2,040円	
			冷暖房施設	1時間までごとに 2,000円 2,040円
	選手更衣室1	1時間までごとに	70円	
			冷暖房施設	1時間までごとに 40円
	選手更衣室2	1時間までごとに	120円	
			冷暖房施設	1時間までごとに 70円
	和室研修室	1室	1時間までごとに	300円 310円
				冷暖房施設
	会議室	1室	1時間までごとに	150円
				冷暖房施設
	3世代ふれあい室		1時間までごとに	140円
				冷暖房施設
	ホワイエ（エントランス・ロビー含む。）		1時間までごとに	430円 440円
				冷暖房施設

	トレーニング室		1時間までごとに	450 460円
	冷暖房施設		1時間までごとに	270 280円
	武道場		1時間までごとに	1,000 1,020円
	冷暖房施設		1時間までごとに	600 610円
器具	マイク	1本	1回	100円
	舞台照明設備	1式	1回	1,000 1,020円
	音響設備	1式	1回	500 510円
	反響板	1式	1回	200円
	スクリーン	1式	1回	300 310円
	ピアノ	1式	1回	2,000 2,040円
	電源コンセント	1口	1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 多目的広場の1面とは、ソフトボール場1面をいうものとする。
- 3 武道場の半面以下の部分を使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、冷暖房施設を除く。
- 4 営利目的に使用する場合及び入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、所定の使用料の3倍とする。ただし、夜間照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 5 練習等のため当日以外に大ホールのステージのみ使用する場合は、所定の使用料に3割を乗じて得た額とする。
- 6 多目的広場、テニスコート、競技場・大ホール（スポーツ使用に限る。）、トレーニング室及び武道場を使用する中学生以下又は65歳以上の者については、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、冷暖房施設及び器具を除く。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。